

(前のページより続き)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、農地の買収前の所有者等への
売払通知に代える公告、鉛業法第一
八九条関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、
再生関係

特殊法人等

日本銀行営業毎旬報告関係

地方公共団体

公債償還（東京都区）、違法駐車車両
保管、法人設立許可取消処分、行旅
死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

○内閣府令第九号

警察法の一部を改正する法律（平成十二年法律
第一百三十九号）の施行に伴い、及び警察法（昭和
二十九年法律第二百六十二号）第二十九条第五項の
規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する
内閣府令を次のように定める。

平成十三年二月十九日

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令
（昭和二十九年總理府令第四十
四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二号中「ご用邸等」を「御用邸等」
に、「ご滞在」を「御滞在」に改め、同条第三号中
「司法警察職員等指定応急措置法（昭和二十三年
法律第二百三十四号）第三条」を「警察法（以下
「法」という。）第六十九条第三項」に、「行なう」
を行なうに改め、同条第四号中「取締」を「取
締り」に改める。

第五十八条中「警察法」を「法」に改める。

この府令は、警察法の一部を改正する法律の施
行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

省 令

○

○厚生労働省令第十四号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令
(平成十年政令第四百十三号) 第五条の二第二項
の規定に基づき、介護保険の事務費交付金の交付
額の算定に関する省令を次のように定める。

平成十三年二月十九日

厚生労働大臣 坂口 力
介護保険の事務費交付金の交付額の算定に
関する省令

趣旨

第一条 介護保険の事務費交付金の交付額の算定に
関しては、この省令の定めるところによる。

(事務費交付金の算定)

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する
政令（平成十年政令第四百十三号）。次項におい
て「令」という。第五条の二第二項に規定する
厚生労働省令で定めるところにより算定する額
は、一万千九百円に、同項に規定する当該市町

府 令

○

○内閣府令第九号

警察法の一部を改正する法律（平成十二年法律
第一百三十九号）の施行に伴い、及び警察法（昭和
二十九年法律第二百六十二号）第二十九条第五項の
規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する
内閣府令を次のように定める。

平成十三年二月十九日

内閣總理大臣 森 喜朗
警察法施行規則の一部を改正する内閣府令
（昭和二十九年總理府令第四十
四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二号中「ご用邸等」を「御用邸等」
に、「ご滞在」を「御滞在」に改め、同条第三号中
「司法警察職員等指定応急措置法（昭和二十三年
法律第二百三十四号）第三条」を「警察法（以下
「法」という。）第六十九条第三項」に、「行なう」
を行なうに改め、同条第四号中「取締」を「取
締り」に改める。

第五十八条中「警察法」を「法」に改める。

この府令は、警察法の一部を改正する法律の施
行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

省 令

○

○國家公安委員会規則第一号

警察法の一部を改正する法律（平成十二年法律
第一百三十九号）の施行に伴い、並びに警察法施行
令（昭和二十九年政令第二百五十一号）第一条第五
項及び第十三条第一項の規定に基づき、警察官け
ん銃警棒等使用および取扱い規範及び警察法第十
二条の二第一項に規定する専門委員に関する規則
の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年二月十九日
國家公安委員会委員長 伊吹 文明
警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範
及び警察法第十二条の二第一項に規定する規
則に警察官に関する規則の一部を改正する規
則（一部改正）

第一条 警察官けん銃警棒等使用および取扱い規
範（昭和三十七年國家公安委員会規則第七号）
の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第二項第二号、第六条お
よび第七条（第一号を除く。）の規定を除き」を
削り、「および」を「及び」に改める。

（警察法第十二条の二第一項に規定する専門委
員に関する規則の一部改正）

第二条 警察法第十二条の二第一項に規定する専
門委員に関する規則（昭和五十五年國家公安委
員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「第十二条の二第一項」を「第十二条
の三第一項」に改める。

附 則

この規則は、警察法の一部を改正する法律の施
行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

村の要介護認定等申請者数を乗じて得た額に二
分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端
数があるときは、これを切り捨てるものとす
る）とする。

該年度の四月一日から十二月三十一日までの間
の令第五条の二第二項に規定する要介護認定等
申請者の数に九分の十二を乗じて得た数（その
数に一未満の端数があるときは、これを一に切
り上げるものとする。）とする。

この省令は、公布の日から施行し、平成十二年
度分の事務費交付金から適用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成十二年
度分の事務費交付金から適用する。

附 則

○國家公安委員会規則第二号

警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）第六
十九条第三項の規定に基づき、刑事訴訟法の規定
による司法警察職員として職務を行う皇宮護衛官
に関する規則を次のように定める。

平成十三年二月十九日
國家公安委員会委員長 伊吹 文明
刑事訴訟法の規定による司法警察職員として
職務を行う皇宮護衛官に関する規則

刑法訴訟法の規定による司法警察職員として職務
を行う皇宮護衛官について司法警察職員として職務
を行う者を定める件の廃止

皇宮護衛官について司法警察職員として職務
を行う者を定める件（昭和二十三年國家公安委
員会規則第十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、警察法の一部を改正する法律の施
行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

附 則

この規則は、警察法の一部を改正する法律の施
行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

附 則

この規則は、警察法の一部を改正する法律の施
行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

附 則

○総務省告示第六十号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条
第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため
に集められた調査票の使用を承認したので、統計
法施行令（昭和二十四年政令第二百三十号）第六条
の規定に基づき、次のように告示する。

2

平成十三年二月十九日
総務大臣 片山虎之助
調査票の使用の範囲 経済産業省経済産業政策
局調査統計部構造統計課企業統計室の職員並び
に日本銀行調査統計局経済統計課企業統計グ
ループ及びシステム情報局システム開発課情報
システム班の職員